

古河市立小中学校『学習用端末使用のルール』

令和7年10月14日改定

学習用端末は、皆さんの学習のために**古河市教育委員会が貸し出しているもの**です。
ルールを守って、大切に使ってください。また、ご家庭においての見守りが何より重要です。
お子様が安心・安全に使用できるよう目配り・お声がけのご協力をお願ひいたします。

- (1) 学習用端末は、授業や家庭学習など、学習のために使用する。特に、古河市が作成したメールアドレス (●●●●●@koga.ed.jp) をSNSやゲームのユーザー登録に使用しない。
- (2) コメント投稿をする時は、投稿先をよく確かめるとともに、相手が傷つく表現や内容が含まれていないかをよく考える。
- (3) 使用する時は、部屋を明るくするとともに、画面から目を30cm以上離す。また、30分に1回は画面から目を離し、20秒以上遠くを見るなど、自分の目を大切にする。
- (4) 安定した机の上に置き、着座したうえで操作する。
- (5) 持ち歩く時は両手でしっかり持ち、落ち着いて行動する。端末の上に重い物を置かず、飲み物がこぼれないように注意する。
- (6) 画面をタップする時は、表面が傷つかないよう優しくタップし、鉛筆などは使わず指で操作する。
- (7) 学習用端末が傷んでしまう恐れのある場所（ストーブ付近、直射日光の当たる場所、湿気の多い場所、磁石の近く）を避けて使用する。
- (8) 充電ケーブルは、つまずかないように配慮し、幼児やペットが触れたり、かじったりしないよう注意する。
- (9) 端末に貼ってある管理用のシールがはがれてしまった場合は、すぐに学校に連絡する。
- (10) 家庭において学習に使用できる端末がある場合は、学校から端末を持ち帰らなくてもよい。その場合、市の学習用端末は学校にある充電保管庫にしまう。

【学習用端末の破損が故意または過失によるものと判断される例】

故 意… 意図的にダメージを与えた場合（叩く、踏む、液体をかけるなど）

過 失… 不注意により破損した場合

（足元・不安定なところ・液体の近く・幼児やペットの届くところに置くなど）

【修理費用負担の目安について】（令和7年11月25日時点）

Chromebook GIGAスクールモデルの場合

- ・全損：約83,000円
- ・液晶パネルの破損：約40,000円
- ・キーボードの破損：約57,000円
- ・ACアダプタの破損：最大10,000円

上記以外においても、状況を判断し、弁済の有無を決定します。